

令和6年度クリーニング師試験受験案内

1 試験の日時

区分	日	時
学科試験	令和6年10月10日(木)	午前9時40分から午前11時10分まで
実地試験	令和6年10月10日(木)	午前11時40分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
 - イ 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）
※使用するアイロン：自動温度調節機能付き電熱アイロン（重量2.4kg）／スチーム機能なし
使用する仕上台：寸法1,000mm×700mm／吹上、吸引機能なし
- (4) 試験時間は次のとおりとする。
 - ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識）1時間30分
 - イ 実地試験
 - (ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）各4分
 - (イ) 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）8分
- (5) 試験には、次のものを持参しなければならない。

受験通知書及び筆記用具

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本産業規格によるもの）
- イ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
- ウ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
 - ・卒業証書の写しの場合は、受験願書提出の際に卒業証書の原本を持参すること。
 - ・学校卒業時と氏名が変わっている場合は、受験願書受付時に事実の確認ができる書類（戸籍抄本等）を持参すること。
- エ 受験手数料の納付済証（銀行等で領収印が押印されたもの）

(2) 受付期間

令和6年7月29日（月）から同年8月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、令和6年8月23日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は、住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局、県外に居住する者は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取市市民生活部環境局（〒680-8571 鳥取市幸町 71）

鳥取県中部総合事務所環境建築局（〒682-0802 倉吉市東巖城町 2）

鳥取県西部総合事務所環境建築局（〒683-0054 米子市糺町一丁目 160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は 7,000 円とする。

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局から、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課から、手交又は郵送により納付書の交付を受け、当該納付書により納付すること。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 令和 6 年 10 月 31 日（木）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前 9 時 30 分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後 30 分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課又は所管の各総合事務所環境建築局若しくは鳥取市市民生活部環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、84 円切手（郵便料金の改定があった場合は改定後の料金分の切手）を貼った返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、即時に開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降 1 月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

《問合せ先》	くらしの安心推進課	0857-26-7185
	鳥取市市民生活部環境局	0857-30-8083
	中部総合事務所環境建築局	0858-23-3279
	西部総合事務所環境建築局	0859-31-9350

様式第4号(第5条関係)

クリーニング師試験受験願書

鳥取県知事 平井伸治 様

年 月 日

郵便番号

住 所

申 請 者

フリガナ

氏 名

年 月 日生

電話番号

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真(出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートル、脱帽、正面のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- 3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類